

議事要旨(3) 企業会計基準適用指針「払込資本を増加させる可能性のある部分を含む複合金融商品に関する会計処理(案)」について

石川研究員より、審議事項(3)に基づき、取得条項付の転換社債型新株予約権付社債(CB)について、取得の対価が自社の株式と現金の組合せである場合の発行者側の会計処理に関する検討状況の説明が行われた。説明の概要は、以下のとおりである。

本件に関する論点は「自社の株式の市場価格が転換価格を上回る場合」のみであり、この場合の会計処理について、専門委員会では以下の2つの案に絞られている。

今回の専門委員会では、当該論点について、再度、検討を行う予定である。

1. 発行時に一括法を採用しているときは、対価となる自社の株式の時価と取得した転換社債型新株予約権付社債の時価から対価となる現金の額を控除した額とのうち、より高い信頼性をもって測定可能な金額と、対価となる現金の額の合計額に基づき、自己社債の取得に準じて処理する。
2. 上記1を原則としつつも、次のすべてを満たす場合において、発行時に一括法を採用しているときは、会社法による転換社債型新株予約権付社債に付された新株予約権が行使されたときに準じ、当該転換社債型新株予約権付社債の帳簿価額に基づいて処理するかどうか。
 - (1) 取得条項に基づく取得の対価は、当該取得条項に基づき、当該転換社債型新株予約権付社債をその転換価格で除した自社の株式数による時価であること
 - (2) 当該取得条項に基づいて取得した際に消却することが募集事項等に示されており、かつ、当該取得条項に基づき取得と同時に消却が行われていること
 - (3) 現金の交付がすべて社債部分の償還に充てられ、自社の株式の交付がすべて新株予約権部分の取得に充てられるように、現金と自社の株式を対価とする部分について、それぞれがあらかじめ明確にされ、これらが経済的に合理的な額と乖離していないこと

上記1を原則的な処理とすることで概ね合意されている理由は、取得の対価が自社の株式のみではないので、当該転換社債型新株予約権付社債に付された新株予約権が行使され自社の株式を交付することと、経済的実質が同一とはいえず、むしろ自己社債の取得に準じて処理することが適当であると考えられているためである。

また、上記2を例外的な処理とすることが主張されている理由は、自社の株式の交付がすべて新株予約権部分の取得に充てられた場合の区分法における当該新株予約権部分の処理と、自社の株式を対価として取得した単独の自己新株予約権の処理の考え方が整合していることが適当と考えられること、この際、転換社債型新株予約権付社債であれば、その会計処理は、一括法と区分法のいずれを採用している場合にも同様の考え方で行うことが適当と考えられることによる。

なお、本件に関し、委員等からの質問や指摘は以下のとおりである。

・「転換」によって、損失が生じ、資本金が増加するという事に違和感はないか。

(財)財務会計基準機構のWebサイトに掲載した情報は、著作権法及び国際著作権条約をはじめ、その他の無体財産権に関する法律並びに条約によって保護されています。許可なく複写・転載等を行うことはこれらの法律により禁じられています。

- ・CB を取得時の時価以下で発行している場合の当該時価との差額は、新株予約権部分の価値の上昇分に相当するものあり、取得時にこれに係わる評価替えを行い、損失を認識するかどうかについては、双方の考え方が存在する。

以 上